

産経新聞 27.8.11

## 伊勢志摩サミット見据え、ドローン規制条例制定へ 三重県が全国初

三重県は11日までに、2016年主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）に向け、主会場となる同県志摩市賢島などの上空で小型無人機「ドローン」の飛行を禁止する条例案の骨子をまとめた。11月の県議会に提出し、来年3月の施行を目指す。

県によると、ドローン飛行を禁ずる条例が制定されれば全国初。規制期間は、サミット開催約2カ月前の来年3月27日から終了翌日の同5月28日までに限定する。

骨子では、賢島の海岸から1・5キロの範囲に加え、知事が定めた島外の施設の敷地から300メートルの範囲を飛行禁止区域とする。飛行には知事の許可が必要。違反すれば1年以下の懲役か、50万円以下の罰金が科される。

今年4月に首相官邸屋上でドローンが見つかった事件を受け、今国会で飛行規制法案が成立する公算が大きい。県はサミット誘致段階から法案の規制対象外の区域をカバーする条例案を検討していた。